

北区障害者基幹相談支援センター

障害者総合支援法第77条の2の規定に基づき設置され、主に地域の障害のある方やそのご家族のご相談に応じ、また、地域の相談支援体制の強化の取組のため相談支援事業所をサポートするなど、北区内の関係機関と協力しながら、障害のある人の暮らしをさまざまな方法で支援します。

障害がある方の生活 全般に関する相談に応じます。

自立生活のための各種相談・情報提供

生活を支える障害福祉サービスの情報提供、利用の助言など生活全般に関する相談に応じます。相談の内容に応じて、適切な専門機関を紹介します。

地域の相談支援体制の強化の取組・人材育成

障害のある方やそのご家族の地域生活を支援するため関係機関との連携を図ります。相談支援事業所へのサポートとして、相談のアドバイスや研修を行います。複雑な相談については、支援機関と連携して適切な支援を提案します。

権利擁護・虐待防止の取組

成年後見制度に関する講座など一般の方へ向けた講座を開催します。障害者の虐待に関する相談は、北区障害者虐待防止センターへつなぎます。

地域移行・地域定着の促進の取組

障害者施設に入所・精神科病院に入院している方などの地域移行に向けた相談は、北区障害者地域活動支援室（支援センターきらきら）へつなぎます。

利用の流れ

窓口・電話等で相談を受け付けます。（利用料無料）

利用時間

月曜日～金曜日 午前10時～午後6時
第2・4土曜日 午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

利用対象となる方

- ・ 北区内にお住いの障害のある方、ご家族、支援者
- ・ 北区内の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所



NPO法人 ピアネット北 とは

2003年4月から北区より障害者地域自立生活支援事業を受託し、「北区障害者地域自立生活支援室」を開所、同年に福祉人材育成事業と、バリアフリー旅行促進事業をスタートさせ、2006年には重度身体障害者グループホームやじろべえ、あこの会（療育相談）を開所しました。さらに2015年には、絵画工房たゆたうをスタートさせ、余暇の支援を本格的に始めました。2021年4月から北区障害者地域自立生活支援室は「北区障害者基幹相談支援センター」へと生まれ変わりました。私たちは、「ないものは自分達の手で！」を合言葉に、障害のある方々やその家族を支援しています。